

N-1電制の費用精算の妥当性確認に係る業務実施に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第64条に基づき、業務規程第64条の4に定めるN-1電制の費用精算の妥当性確認を円滑かつ適切に実施するため、N-1電制の費用精算の妥当性確認の実施に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において使用する用語は、特に定めのない限り、定款及び業務規程において使用する用語の例による。

(妥当性確認における基本的な考え方)

第3条 本機関は、発電契約者と一般送配電事業者又は配電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）の間で、送配電等業務指針第64条の2第5項に規定されたN-1電制の費用に関して相互に確認した上で、一般送配電事業者等の依頼を受けて、その費用の妥当性について確認する。

2 本機関が実施する妥当性確認は、次の各号に掲げるデータ等を参照して判断することとし、必要に応じて一般送配電事業者等に資料提出等を求める。

- 一 各種市場における約定価格等
- 二 調整力に関する調整単価
- 三 燃料市況価格
- 四 FIT固定買取価格、FIPプレミアム単価等
- 五 一般的な発電種別毎のオペレーション費用（発電単価、再起動費用・時間など）
- 六 その他、妥当性確認に資するデータ

(妥当性確認の決裁)

第4条 本機関は、系統アクセス業務の実施に関する規程に定める系統アクセス進捗会議における審議を経て担当部長（系統利用制度対応担当）（以下「担当部長」という。）の決裁に基づき、一般送配電事業者等に妥当性確認の結果の回答を行う。

2 本機関は、系統アクセス進捗会議における審議において、議長が必要と認める場合には、理事会で議決し、一般送配電事業者等に妥当性確認の結果の回答を行う。

(妥当性確認結果の回答)

第5条 本機関は、前条により決裁又は議決した場合には、その妥当性確認の結果について、依頼した一般送配電事業者等に書面にて回答を行う。また、本機関は、必要に応じて、妥当性確認の結果について一般送配電事業者等に説明する。

(N-1電制の費用精算の妥当性確認に係る規程細則)

第6条 担当部長は、妥当性確認を実施する上で必要となる具体的な対応手順や妥当性確認の品質を維持するための留意点等に関する事項を別に定める。

(情報の取扱い)

第7条 本機関は妥当性確認に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う。

附則(2023年4月1日)

(施行期日)

本規程は、2023年4月1日から施行する。